



心理判定職の実務



◆ 心理判定職の配属先について

心理判定職は、県内の各相談機関や児童自立支援施設で心理学的知識や技術を活かして働く専門職です。業務内容は配属機関により異なりますが、いずれも県民の困り事を一緒に解決するための業務です。

知事部局 (健康福祉部)

◆ 子ども・女性・障害者相談センター

令和5年4月から、中央児童相談所、女性相談所(現・女性相談支援センター)、福祉相談センター(知的障害者更生相談所・身体障害者更生相談所)、精神保健福祉センターの4つの相談機関が統合し、「秋田県子ども・女性・障害者相談センター」として開所しました。

- 福祉相談・連携推進部(知的障害者更生相談所)

主な業務:18歳以上の方の知的障害に関する相談

- 精神保健福祉部(精神保健福祉センター)

主な業務:こころの健康に関する相談

- 児童女性相談部(中央児童相談所・女性相談支援センター)

主な業務:18歳未満の児童に関する相談、困難な問題を抱える女性に関する相談

◆ 北児童相談所・南児童相談所

主な業務:18歳未満の児童に関する相談

◆ 千秋学園

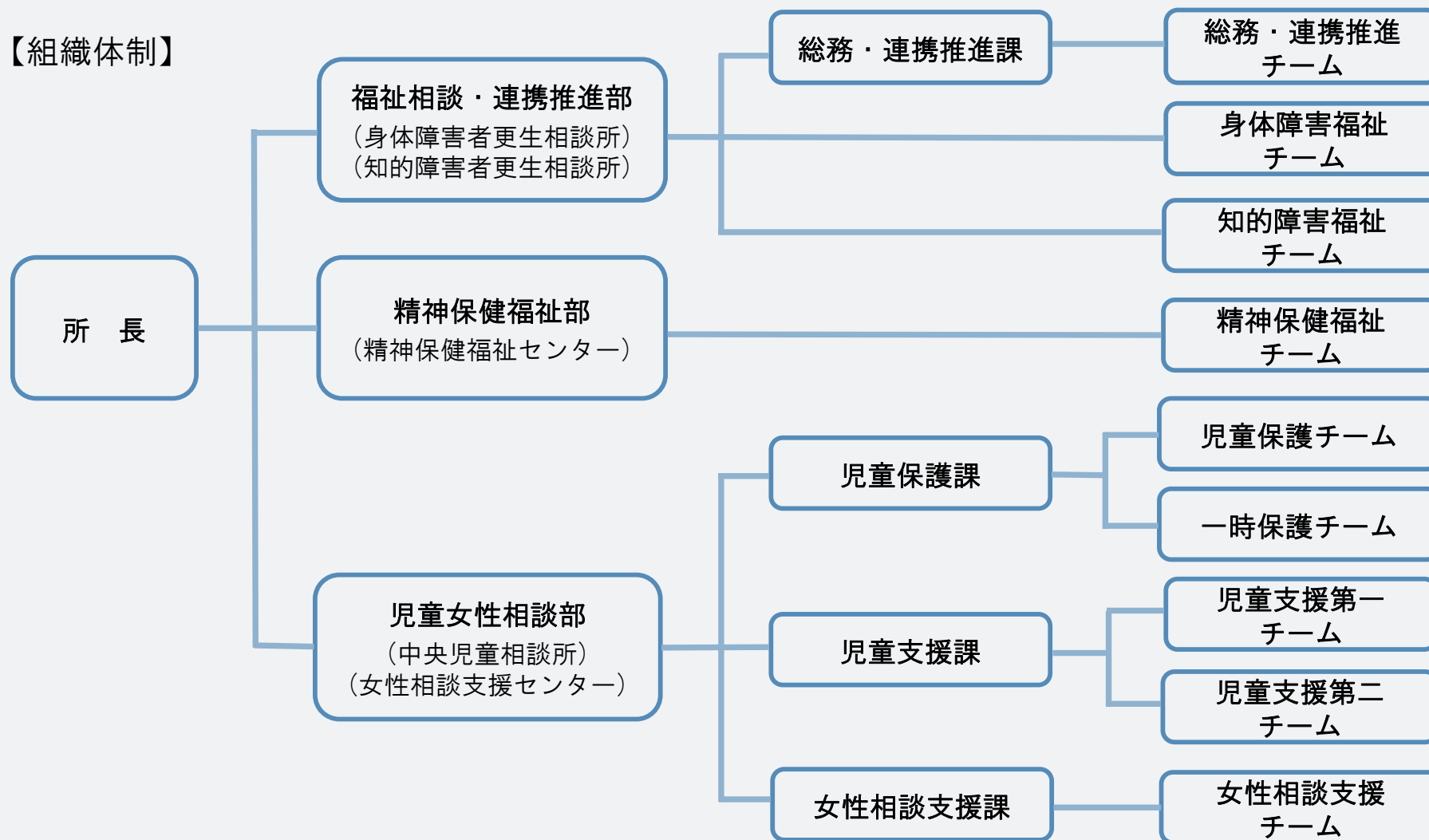
主な業務:千秋学園入所中の児童の支援



◆ 子ども・女性・障害者相談センターについて

こどもや女性、身体・知的障害、こころの健康に関する相談・支援機能を一体化した相談機関です。複合的な相談には各部門が連携して対応し、県全体の相談支援体制の充実強化を図るため、広域的な相談機関を調整する役割を担います。

【組織体制】



◆ 知的障害者更生相談所の仕事

(子ども・女性・障害者相談センター福祉相談・連携推進部)

知的障害者更生相談所は、18歳以上で知的機能に障害のある方に対して、障害者手帳(療育手帳)の判定を行うとともに、知的障害に関する専門的な相談にも応じます。県内に1か所しかありませんので、療育手帳判定のために来所が難しい方には巡回相談を行っています。

療育手帳とは…？

知的機能に障害のある方が福祉サービス等を利用するために発行される手帳で、①知的能力の評価、②社会生活能力の評価、③医学診断を経て知的障害者と認められた方に発行されます。心理判定職は面接や知能検査を通じて対象者の知的能力について判定します。

◆ 心理判定職の主な業務

- ・療育手帳判定における心理学的判定(知的機能の評価)、判定に関する調査
- ・18歳以上の方の知的障害に関する専門相談

◆ ある日の心理判定職

- 8:30 登庁・朝礼・朝コミ
- 8:45 心理判定書の作成
- 10:00 所内会議
- 12:00 昼休み
- 13:30 療育手帳申請者との面接(知能検査実施)
- 15:00 知能検査結果の整理・記録作成
- 17:30 退庁

◆ 精神保健福祉センターの仕事

(子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部)

精神保健福祉センターは、県民の方々からの直接の相談(心の健康、依存の問題、ひきこもりに関すること等)に応じるほか、研修会の開催や調査研究、精神障害者保健福祉手帳の判定や精神医療審査会の事務局業務等、様々な角度から県民の心の健康を支えています。

また、同部内にある「ひきこもり相談支援センター」では、家族を対象とした会(にじの会)や本人を対象とした会(青年グループ、SSTグループ)を定期開催しています。

SSTグループとは…？

社会的に孤立して孤独感を感じている状態にある人や家族を含む他者との交流が限定的な状態で、かつ支援を必要とするひきこもり状態にある方を主な対象としています。

自己理解を深め対人スキルの取得や問題への対処法を考える力を育むこと等を目的として、参加者それぞれのペースで参加できるようにグループ活動を行っています。

◆ 心理判定職の主な業務

広く県民の方々の心の健康に関する相談:アルコール、ギャンブル、薬物等に関するプログラムを用いた相談、ひきこもりに関する相談

◆ ある日の心理判定職

- 8:30 登庁・朝礼・朝コミ
- 10:00 ギャンブル依存症の方との面接
- 11:30 面接記録の作成
- 12:00 昼休み
- 13:00 所内打ち合わせ
- 14:00 SSTグループの開催
- 17:30 退庁



◆ 児童相談所の仕事

(子ども・女性・障害者相談センター児童女性相談部、北児童相談所、南児童相談所)

児童相談所は、18歳未満の児童に関する相談に対応する機関で、県内では北(大館市)、子ども・女性・障害者相談センター児童女性相談部(中央・秋田市)、南(横手市)の3か所に設置されています。子ども・女性・障害者相談センターには一時保護所が付設されています。秋田県の心理判定職のうち、約7割が児童相談所に配属され、一定の条件を満たした職員(※)には児童心理司という任用資格が与えられます。令和6年度からは、心理療法担当職員として、一時保護所にも心理判定職が配置されることとなりました。

◆ 児童相談所の主な業務

児童虐待対応のイメージが強い機関ですが、児童の発達や育児、非行など、様々な相談に対応しています。

多くのケースで児童福祉司とペアになって活動します。

◆ 児童心理司の主な業務

- ・児童、保護者等の相談に応じ、心理検査・面接・観察等によって心理診断を行う
- ・児童、保護者、関係者等に心理的知見に基づき、助言指導や心理療法等を実施する
- ・18歳未満の児童の療育手帳の判定(知的能力・社会生活能力の評価)

◆ ある日の児童心理司

- 8:30 登庁・朝礼・朝コミ
- 9:30 一時保護所の児童の心理検査
- 10:30 心理検査結果の整理
- 12:00 昼休み
- 13:00 ケース検討会
- 15:30 児童養護施設の入所児童と面接
児童養護施設職員との打ち合わせ
- 16:45 帰庁・面接記録作成
- 17:30 退庁

(※ 大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者)

児童虐待とは…？

「保護者がこどもの心身を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為」と定義され、身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクトの4つに分類されます。児童心理司の重要な仕事のひとつに、虐待を受けたこどもの見立て(心理診断)があります。心に受けた傷は目には見えず、時に「こどもの問題行動」という形で表面化することもあります。児童心理司は心理検査や面接を通して心の状態を見立て、こどもや家族の支援に役立てます。

一時保護所とは…？

虐待を受けていたり、非行のおそれがあるなど、何らかの事情で家庭での養育が困難なこどもを一時的に保護する機能を持ちます。一時保護期間中に児童福祉司によるケースワーク(社会診断)や児童心理司による心理診断、一時保護所職員による行動観察などを行い、どうしたら安心安全に暮らせるかを検討します。

社会的養護とは…？

様々な事情により家庭での生活が難しいこどもを保護者に代わって育てたり、家庭への支援を行う仕組みを「社会的養護」と言います。社会的養護は大きく「家庭養護(里親制度など)」と「施設養護」に分けられ、児童養護施設は施設養護の一種にあたります。一度家族と離れて暮らすことが決まった場合でも、「再び一緒に暮らす」「離れていても良い関係を築く」などそれぞれのこどもや家庭の状況に合わせた「家族の在り方」を考え、支援していきます。

◆ 女性相談支援センターの仕事

(子ども・女性・障害者相談センター児童女性相談部)

女性相談支援センターは、女性の悩みや困りごと、心配事に関する相談に応じます。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)による被害女性等の保護や日常生活上の援助、問題解決に向けた支援を行います。さらに、配偶者暴力相談支援センターとしての業務も行っています。

配偶者暴力相談支援センターとは…？

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保等を行います。

◆ 心理判定職の主な業務

困難な問題を抱える女性の心身の健康回復を図るため心理学的援助等を行う

◆ ある日の心理判定職

- 8:30 登庁・朝礼・朝コミ・職員打ち合わせ
- 9:00 会議
- 11:00 電話相談対応・記録作成
- 12:00 昼休み
- 13:00 一時保護中の対象者と面接
- 14:30 面接記録作成
ケースワーカーと打ち合わせ
- 16:00 電話相談対応・記録
- 17:30 退庁



◆ 千秋学園の仕事

千秋学園は県内唯一の児童自立支援施設です。児童自立支援施設には社会生活を送るうえで様々な課題を抱える児童が入所します。生活指導・学習指導・作業指導・クラブ活動等を通じて自立に向けた支援を行います。

◆ 心理判定職の主な業務

心理療法担当職員として、心理療法や、ケース検討への参加など心理学的観点から児童の自立を支援

◆ ある日の心理判定職

- 8:30 登庁・朝礼・朝コミ・職員打ち合わせ
- 9:00 入所児童と面接
- 10:00 面接記録作成
寮担当職員とケース検討
- 12:00 昼休み
- 13:30 入所児童の病院受診の付き添い
- 15:30 入所児童と面接
面接記録作成
- 17:30 退庁





県の心理判定職の魅力

◆臨床経験が少ない・全くない状態で入庁しても、先輩たちから丁寧に心理検査や面接について指導してもらいながら研鑽を積むことによって、だんだんとスキルを身につけていくことができます。

◆配属先によってこどもから大人まで、幅広い年代の方を相談対象としており、相談内容也多岐に渡ることから、支援者としての経験や幅が広がり、スキルアップにつながることも魅力の一つです。

◆対人援助職である以上、仕事の内容は簡単ではありません。しかし、心理判定職が配置される職場の多くは複数の心理判定職が配置されており、また、福祉業務に携わっている頼れる職員と相談・協力することもできるので、入庁後に一人きりで仕事について悩むことはなく、いつでも仲間に相談できます。

心理判定職のやりがい

◆心理判定職の仕事は「誰のために、なんのために仕事をしているのか」が見えやすく、「困っている人の力になれること」が一番のやりがいです。

◆児童相談所による児童虐待対応のように、時に対象者が相談を望んでいないのに関わらなければならないケースもあります。「相談を望んでいないこと」と「支援が不要なこと」はイコールではなく、むしろ困っているのに助けを求められなかったり、自分が困っていることに気づいていないことも多くあります。そのような方々と関わりあい、支援していくのは難しいことですが、こどもの育ちの土台を整える仕事はやりがいがありますし、成長を見届けられたときの喜びは格別です。



みなさんが学んだ心理学を秋田県民のために活かしてみませんか？
一緒に働ける日を楽しみにお待ちしております。